- (2) 圧力調整装置が作動した場合における圧力なべ及び圧力がまの最高の内圧(以下「使用最高圧力」という。)は147.1キロパスカル以下であること。
- 8 安全装置は、使用最高圧力の3倍以下の内圧(以下「安全装置作動圧力」という。)で作動し、この場合において、圧力なべ又は圧力がまの各部に異状がないこと。
- 9 安全装置作動圧力の2倍の内圧に1分間耐え、その内圧を取り去った後、圧力なべ又は圧力がまの各部に異状がないこと。
- 10 通常の使用状態において、取つ手の温度は室温プラス40度以下であること。
- 11 (1) 届出事業者の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標(商標法(昭和34年法律第127号)第2条第5項の登録商標をいう。以下同じ。)をもつて代えることができる。
- (2) 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。

乗車 用ヘルメッ

- 1 (1) ヘルメットの構成部品は、通常の使用状態において、経年劣化により、その性能に影響を与えるものでないこと。また、皮膚に有害な影響を与えないものであること。
- (2) 金具類は、耐食性のもの又はさび止め処理を施したものであること。
- 2(1) ヘルメットの外表面は十分に滑らかであり、また、凸部 又は段差については面取りがなされていること。なお、ヘルメット の外表面は、日本産業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット3.13に定める参照平面から上方にあつては、機能的に必要な 場合を除き、連続した凸曲面であり、参照平面から下方は流線型で あること。
- (2) 帽体及び衝撃吸収ライナの保護範囲は、日本産業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット6.2b)に適合すること。ただし、原動機付自転車又は総排気量0.125リットル以下の自動二輪車を対象とするハーフ形又はスリークォーターズ形のヘルメット(以下「原付等用ヘルメット」という。)にあつては、日本産業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット6.2a)に適合すること。
- (3) 帽体の表面に固定されたスナップその他の堅い突出物は、帽体の滑りを妨げることのないよう突出が十分小さいか、又は容易に外れる構造を有すること。
- 3 (1) 着用者の頭部によくなじみ、かつ、頭部を傷つけるおそれがない構造を有すること。
- (2) 組立てが良好で、使用上支障のある傷、割れ、ひび、まくれ等がないこと。
- (3) 左右及び上下の視界が十分とれること。
- (4) ヘルメットは、帽体、衝撃吸収ライナ及び保持装置を備えていること。なお、保持装置にはチンカップを取り付けてはならない。